主

- ー 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求める裁判

1 請求の趣旨

- 1 別紙物件目録記載の土地について、浦和市長の指定処分が存在する建築基準法 (ただし、昭和二六年法律第二二〇号による改正前のもの。以下「法」という。) 四二条二項の規定に基づく道路であることを確認する。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 二 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 浦和市  $\alpha$  八二番及び八三番の各土地は、昭和二四年当時、それぞれ一筆の国有地であったが、右両土地のほぼ中央に、幅員一・八メートルの別紙物件目録記載の土地(以下「本件私道」という。)があり、本件私道の北側に三軒、南側に三軒の借地人が居住する建物があり、借地人らは、付近住民と共に本件私道部分を道路として利用していた。その後、別紙図面二のとおり、昭和二四年から昭和二五年にかけて、本件八二番土地は同番一ないし五に、本件八三番土地は同番一ないし五に、それぞれ分筆され、各借地人に払い下げられた。

3(一) 本件私道は、前記のとおり、一・八メートル以上の幅員があり、一般公衆用の道路として使用されていたものであり、原告は、昭和三七年九月二一日、その所有する八二番二の土地(以下「原告所有地」という。)に建物を建築する際、本件私道を二項道路として建築確認申請をし、B及びCは、昭和五四年四月一七日、Bの所有する八三番一及び八二番五の土地(以下「B所有地」という。)に建物を建築する際、建築主をCとし、本件私道を二項道路として、建築確認申請をし、Aは、昭和五四年六月二五日、その所有する八二番一の土地(以下「A所有地」という。)に建物を建築する際、本件私道を二項道路として、建築確認申請をし、それぞれ建築確認を得て、居宅を新築した。(二)本件私道の幅員は、平成六年一日時点では、一・パラー・ロー・

(二) 本件私道の幅員は、平成六年一月時点では、一・ハメートルに満たない部分があるが、浦和市が本件指定処分をした当時は、右部分も含めて本件私道の全体が一・ハメートルの幅員を有していた。昭和四〇年ころから昭和五五年ころにかけて、本件私道の両側の土地を所有していたD、E及びAが、それぞれ自己の所有する土地の塀を、約一五センチメートルないし三〇センチメートルくらい本件私道にせり出して築造したため、従来の幅員より狭い幅員の部分が出現した。

4 右のとおり、本件私道は、本件指定処分当時は、法四二条二項及び浦和市施行細則八条の各要件を満たしている二項道路であり、被告において、二項道路であるとの指定処分をしたにもかかわらず、被告は、原告とAとの間の訴訟(当庁平成七年(ワ)第九三八号通行権確認等請求事件。以下「別件訴訟」という。)におけるAの申立てにかかる調査嘱託に対し、平成七年一一月七日、浦和市建築主事が、以前に本件私道を二項道路と認定したことはなく、現在も二項道路と認定していない

こと、本件私道の一部分についても、二項道路と認定したことはない旨の回答(以下「本件回答」という。)し、二項道路であることを否定した。 5よって、原告は、被告に対し、本件私道が法四二条二項の規定に基づく道路で

あることの確認を求める。

請求原因に対する認否

1 請求原因1及び2のうち、本件私道の幅員が一・八メートルであること及び被告が、浦和市施行細則の施行に際して、本件私道について、二項道路としての指定 処分をしたことは、否認し、その余の事実は、認める。

被告は、浦

和市施行細則八条に該当する道については、二項道路としての一括指定処分をした が、本件私道については、浦和市建築指導課が、平成六年一月五日及び同九年一 月一八日に調査した際、本件私道の幅員は、一・六五五メートルであり、本件私道 の位置、形状に格別の変化がないことにかんがみると、本件指定処分当時について は、二項道路としての要件を具備しておらず、被告が、本件私道について本件指定

- 処分をしたことはない。 2 請求原因3(一)は、認め、同3(二)のうち、本件私道の幅員は、平成六年 一月時点では、一・八メートルに満たない部分があることは、認め、その余の事実 は、否認する。
- 請求原因4のうち、別件訴訟において、Aの申立てにかかる調査嘱託に対し 一成 し 中一一月 七日、 浦和市建築主事が、 本件私道については、 以前に二項道路と認定したことはなく、 現在も二項道路と認定していないこと、 本件私道の一部分についても、 二項道路と認定したことはない旨の回答したことは、 認め、 その余の主張は、 争う。 第三 証拠

本件記録中、書証目録記載のとおりであるから、これをここに引用する。 由

本件証拠(甲第一号証、第三号証ないし第九号証、第一七号証、第一八号証、 乙第三号証の一ないし第六号証、第一〇号証の一ないし四及び第一二号証)、当事 者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨によると次の事実が認められる。

1 本件私道の現況は、別紙図面一記載のとおり、本件私道の東西は、浦和市道と接しており、原告所有地は、本件私道の北側に面しており、その東側はA所有地に、その西側は、E所有の八二番六の土地(以下「E所有地」という。)にそれぞ れ接し、また、本件私道南側は、F所有の八二番三の土地(以下「F所有地」とい う。)、D所有の八二番四の土地(以下「D所有地」という。)、B所有地となっ ている。浦和市建築指導課が、平成六年一月五日、本件私道にBする現地調査(以 下「平成六年現地調査」という。)をしたところ、別紙図面一記載g及びfの各点を直線で結んだ部分(以下「gf間」という。)における本件私道の幅員は一・六五五メートルであり、同図面記載 h点と F所有地間の本件私道の幅員は一・七一〇 メートルであり、同図面記載a及びmの各点を結んだ部分における本件私道を含む 道路幅員は三・八四〇メートルであった。また、土地家屋調査士Gが、同年二月五 日、本件私

道の現況を測量(以下「平成六年測量」という。)したところ、gf間は一・六四 メートル、別紙図面一記載 h 点と F 所有地間の本件私道の幅員は一・六九メート ル、同図面記載j及びaの各点を直線で結んだ部分における本件私道を含む道路幅 員は二・八五メートルであった。さらに、浦和市建築指導課が、平成九年一二月一 八日、本件私道について現地調査(以下「平成九年現地調査」という。)をしたと ころ、別紙図面一記載の g f 間における幅員は一・六五五メートルであり、原告所 有地とD所有地との間における本件私道の幅員は一・三八メートルであり、D所有 地とA所有地との間における本件私道の幅員は二・三八メートルであり、A所有地 とB所有地との間における本件私道の幅員は一・七三メートルないし一・七二メー

トルであった。 2 法四二条二項所定の道路にBする現地調査については、鳥取県土木部長からの 照会に対する建設省の回答(昭和三九年一一月二六日付け住指発第一九二号)にお いて、「確認は、必ずしも、あらかじめ現場確認を行うことを義務づけるものでは なく、提出された確認申請図面に道路が明示され、これに基づいて審査したものであれば、確認は有効である。」との回答がされたことから、浦和市においては、建 築確認の審査に当たって、昭和五四年ころは、建築確認の際に、提出された書類の みを審査し、申請書に二項道路等の記載があれば、現地調査等をする等の裏付けを することなく、建築確認を行っており、また、建築確認の審査において、道路認定にBする記録を残すこともなかった。しかしながら、昭和六〇年ころ、建築家屋の近隣住民から、浦和市に対し、道路の中心線から二メートル後退させないで建築をすることに対する苦情が出されたことから、浦和市においては、建築確認の審査に際して、法四二条所定の道路を具備しているか否かについて、現地調査をするようにその取扱いを変更したが、建築確認の申請全件について、右現地調査を行うことは、実際上困難であることから、問題のありそうな事案についてのみ現地調査等を行っているのが実情である。

3 本件私道が開設された時期は、不明であるが、極東米軍が昭和二二年一一月八日に撮影した航空写真には、既に本件私道が撮影されているが、その幅員は不明である。

原告が、昭和三五年一〇月五日、原告所有地を購入した当時、本件私道等の現状は、植え込み及び板塀で囲まれてい

た。すなわち、A所有地及びF所有地と本件私道との境界は植え込みで、原告所有地、D所有地、E所有地及びB所有地との本件私道の境界は板塀で区切られていた。その後、昭和四〇年ころ、A所有地と本件私道との境界がブロック塀に変更され、D所有地と本件私道との境界が屋根付の石塀に変更され、同四四年ころ、F所有地上の居宅の新築に際し、本件私道との境界はブロック塀に変更され、同四七年ころ、E所有地と本件私道との境界がブロック塀に変更された。

4 浦和市は、当時、いわゆる角地については、法の規定する道路に該当しない場合にも、建物の改築等の際には、通行の便宜上、いわゆる隅切りを右角地の所有者に対し事実上要求していたことから、B及びCが、B所有地に居宅を建築するに際して、浦和市は、B及びCに対して、本件私道に接する土地部分の分筆登記及び地目変更を事実上求め、Bは、昭和五四年三月一日、B所有地のうち、八二番五の本件私道に接する土地部分を八二番八として分筆し、地目を公衆用道路として、その旨の登記手続を終了した。

B及びCは、昭和五四年三月六日、浦和市に対し、建築主をCとして、右土地上に専用住宅を新築する旨の建築計画概要書を提出して建築確認申請をしたが、その配置図に、本件私道の幅員一・八〇〇メートル、申請建物の建築後退線から本件私道の中心線まで二・〇〇〇メートル、本件私道が法四二条二項道路で、いわゆる隅切りを行う旨記載し、さらに隅切りの位置、形状を示した申請(甲第五号証一ないし八、乙第五号証)をした。浦和市建築主事は、同年四月一七日、建築確認をした。

右居宅の建築の際、B及びCは、これまで設置されていたフェンスを撤去して、本件私道の中心線からニメートルの位置である別紙図面一記載 a 及び b の各点を直線で結んだ箇所にブロック塀を設置した。

5 Aは、A所有地の上に専用住宅を新築することとし、昭和五四年六月四日、浦和市に対し、建築確認申請書(甲第六号証の一ないし一〇、乙第六号証)を提出し、本件私道の幅員一・六〇〇メートル、申請建物の敷地の道路境界線から本件私道の中心線までの幅員二・〇〇〇メートル、本件私道の中心線から法四二条二項による境界線までの幅員各二・〇〇〇メートルと記載した配置図(甲第六号証の一〇、乙第六号証)を添付したが、浦和市建築指導課長日から、本件私道は、法四二条所定の道路でないので建築確認をす

ることはできないとの指摘を受けた。右建築を急いでいたAは、H課長の指示に従って、浦和市道に接する箇所については、いわゆる隅切りを行い、かつ、浦和市開発行為等にBする協議基準第四章1建築物等の後退に従い、後退用地部分の分筆登記及び地目変更を確認時までに済ませることを誓約する旨を記載した誓約書(甲第六号証の三)を差し入れ、昭和五四年六月一四日、昭和五三年四月一二日にA所有地から分筆した浦和市道に接する八二番七の土地について、地目を公衆用道路とする旨の登記手続を了した。浦和市は、昭和五四年六月二四日、Aに対する建築確認をした。

をした。 Aは、右居宅の建築に際し、本件私道の中心線からニメートルの位置である別紙 図面一記載k及びmの各点を直線で結んだ箇所にブロック塀を設置した。

Aは、その後、同年一一月二二日、A所有地から本件私道に接する八二番九土地を分筆し、これを公衆用道路とする旨の登記手続を了した。

6 A、B、E、F、D及び原告は、H課長の指導により、昭和五四年七月一七日及び同年八月四日、浦和市役所会議室に集まり、本件私道に接する土地所有者が、本件私道の中心線からニメートル後退した土地を分割し、本件私道を含めた道を法

四二条二項の道路とするなどの協議を行ったが、結局、右協議は整わなかった。 7 浦和市建築指導課長 I は、平成五年四月ころ、近隣住民から、A所有地の東側に接する浦和市道の幅員が四メートルないことから、右浦和市道に接するAの塀の後退を求める要望が出された際、本件私道が二項道路であるか否かという争いがあったことを知った。

I課長が、同月二二日、現地調査をした結果、右浦和市道は二項道路であることが判明したので(乙第二号証の一及び二)、Aに対し、右塀の後退を求めたところ、同人はこれを承諾したが、本件私道については、昭和五四年の建築確認の際、幅員一・六メートルとして建築確認を受けているので、二項道路ではないとして、本件私道部分については、昭和五四年当時の状況に復する等と主張したことから、本件私道が二項道路であるか否かという争いが生じたため、浦和市建築指導課は、平成六年一月五日、本件私道について現地調査をしたところ、gf間部分における本件私道の幅員は一・六五五メートルであり、原告所有地と下所有地との間の部分における本件私道の幅員は一・セーメートルであり、原告所有地とD所有地との間の部分に

おける本件私道の幅員は一・三五〇メートルであり、本件私道と本件私道東側の浦和市道の交差部分における本件私道の幅員は三・八四〇メートルであった(含まであったが、日本の一段では第一一号証の一、平成六年現地調査)。また、G調査の「日本の一、平成六年現地調査」をしたところ、別紙図面一記載の「日本の一、中国のであり、「日本のでは、「日本のは、「日本のでは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「日本のは、「

8 Aが、平成六年一月ころ、前記のとおり、原告に対し、本件私道は、二項道路ではないので昭和五四年の新築以前に存したブロック塀の位置まで戻する通行権を見ため、原告は、A所有地部分のコンクリートブロックの花壇等は原告の通行権を居まする等として、Aを被告とする別件訴訟を提起したが、平成八年一一月一日を開かれた第一三回口頭弁論期日おいて、①原告と被告は、本件私道をめぐる紛争を件和道の幅員一・八〇メートルを維持するため、被告は、本件私道の中心総より本本のセンチメートルの位置を限度として、浦和市道にする高さ(一九〇はチメベルトル以内)に合わせてブロック塀を設置することとし、原告はこれに異議いて、②被告は原告に対し、右範囲内の通行を妨害しない、④本件私道につれる追い。③被告は原告に対し、右範囲内の通行を妨害しない、4本件私道につれる道路関係土地所有者全員が幅員を四メートルとすることに合意した場合には、被告もこの合意に同意するとともに、項のブロック塀についてはこの内容に反しないようにする

ため必要な措置を講じる、⑤なお、本件私道が建築基準法四二条二項による道路であることが確定された場合においても、被告は右と同じ措置を講じる旨の裁判上の和解(甲第八号証。以下「本件和解」という。)をした。

9 平成八年一一月ころ、Aは、別紙図面一記載 i 及び j 点を直線で結んだ本件私道に接した部分にブロック塀を設置し、平成九年八月ころ、Bは、本件私道に接した部分にブロック塀の前に花壇を設置し、同年九月五日、B所有地である八二番五の土地(ただし、平成九年七月二九日付けで八二番八の土地の分筆を錯誤とした後のもの)及び同人所有の八四番八の土地を、八三番一の土地に合筆した。 二 浦和市が、同市施行細則を定め、一般公衆の通行の用に供されている道で、幅

二 浦和市が、同市施行細則を定め、一般公衆の通行の用に供されている道で、幅員一・ハメートル以上四メートル未満のもので、側溝その他適当な標識により、その境界が明確な道を一括して二項道路とする旨の本件指定処分をしたことは、当事者間に争いがない。原告は、本件私道についても、本件指定処分を受けたと主張し、被告は、本件指定処分当時、本件私道は二項道路としての幅員の要件を具備していないと主張する。

右認定した事実によると、本件私道部分は、昭和二二年一一月八日当時から存し

ていたようであるが、埼玉県及び浦和市が、本件私道が二項道路に該当するか否かについて現地調査等を実施した旨の記録は存しないところ、B及びCは、居宅を新築する際、浦和市に対し、昭和五四年四月六日、申請建物の建築後退線からメートル、本件私道部分の幅員が一・八〇〇メートル、本件私道部分の幅員が一・八〇〇ルであるとした建築確認をしたが、Bは、浦和市が、当時、いわゆる地については、法の規定する道路に該当しない場合にも、建物の改築等の際にはからの便宜上、いわゆる隅切りを右角地の所有者に対し事実上でいたことから、B所有地に居宅を建築するに際して、B及びCに対して、本件私道にる土地部分の分筆登記及び地目変更を事実上求めたため、右建築として、本件私道でのよりの分筆を記及び地目を公衆用道路として、B及びCが、建築主をCとして、本件私道のいて幅員一・八人のメートルとする建築計画概要書を提出したことに照らすと、B及びCが、本件私道が二項道路と

 道が、二項道路としての幅員の要件である一・八メートルの幅員を有する道であったと認めることはできない。したがって、原告の右主張は、採用できない。

また、原告は、原告が原告所有地を取得した当時、本件私道の幅員は、広いところで約二メートル、狭いところでも一・八メートルあったが、A、D及びEが、探を改築した際、その塀を一五センチメートルないし三〇センチメートルくらい本件私道にせり出したため、本件私道の幅員が現況のように狭くなったと主張する。A、D及びEが、塀を改築したことが認められないではないが、同人らが、ことさらにその所有地から本件私道部分にはみ出して、その塀を改築し、そのために本件私道の幅員が狭くなったという事実を認めることはできないし、近隣住民からその旨の異議が述べられたという事実も存しない。加えて、前記認定のとおり、本件私道の幅員が、本件指定処分当時に一・八メートルあったと認めることはできないから、原告の右

主張も、採用できない。

三 右のとおり、本件指定処分当時、本件私道が、浦和市施行細則の定める幅員の 要件を具備していると認めることはできないので、浦和市長の指定処分が存在する 二項道路であることの確認を求める原告の本訴請求は、理由がない。

四 よって、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費 用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六一条を適用して主文のとおり 判決する。

浦和地方裁判所第四民事部 裁判長裁判官 星野雅紀 裁判官 白井 幸夫 裁判官 蛭川 明彦